

# 教員の働き方改革に向けた取組の基本方針

令和5年3月改定

伊勢原市教育委員会

## はじめに

我が国の学校及び教員は、学習指導のみならず、生徒指導・支援等の面でも主要な役割を担い、様々な場面を通じて、児童・生徒の状況を総合的に把握して指導を行っています。が、社会や経済の変化に伴い学校が抱える課題は、個有の特性や障がいにより特別な支援を要する児童・生徒の増加、日本語指導が必要な外国人児童・生徒の増加、虐待、貧困等、より複雑化・多様化しています。

一方、児童・生徒指導、部活動、保護者や地域との連携など学校や教員に対する多様な期待は、学習指導の充実に対する要請と相まって、教員の長時間勤務という形で表れており、その解消が喫緊の課題となっていたことから、伊勢原市教育委員会では、平成30年2月9日付けで文部科学省から発出された「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」及び平成31年3月18日付けで文部科学事務次官から発出された「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」（通知）を踏まえて、全ての教職員が能力を最大限に発揮できる職場環境づくりを進めるために、教員の働き方改革に向けた基本方針を平成31年3月に策定し、この基本方針に基づいて教員の働き方改革のための取組を着実に進めてきました。

令和4年度で基本方針の取組期間が満了しますが、引き続き、全ての教職員が能力を最大限に発揮できる職場環境づくりを進める必要があるため、教員の働き方改革に向けた基本方針を改定するものです。

## 基本的な取組

1	教員が担うべき業務に専念できる職場環境づくり	1
2	部活動における負担軽減	3
3	教職員の働き方の見直し	4
4	学校現場支援体制の強化	6

## 1 教員が担うべき業務に専念できる職場環境づくり

現在教員が担っている業務について、教員の担うべき業務、専門スタッフや事務職員等と連携、分担する業務、地域の協力を積極的に得ながら行う業務、精選する業務を明確にしながら、必要な体制強化を進める。

### (1) スクールロイヤー配置による法務相談体制の構築（教育委員会・学校）

教育委員会及び学校を対象に法務相談を行うスクールロイヤーを配置し、学校に係る法務相談体制を構築するとともに、児童生徒の教育保障やいじめ防止対策を推進する。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施			

### (2) 教育相談・支援体制の拡充（教育委員会）

教育相談員・スクールカウンセラー（SC）による教育相談の実施やスクールソーシャルワーカー（SSW）に加えて、支援教育コーディネーターを配置することにより学校支援体制を拡充し、様々な悩み、相談への早期対応を行う。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施			

### (3) 指導補助員・特別支援介助員の適正配置（教育委員会）

学級数の増加等に応じて指導補助員や特別支援介助員を増員することにより、児童・生徒の基本的な生活習慣や学力の基礎、基本の定着など、きめ細やかなサポートの充実を図る。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施			

### (4) 学校支援ボランティア等の活用推進（教育委員会・学校）

大学生、教員OB等の地域人材を活用し、学習支援スタッフとして配置を拡大する。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施			

### (5) スクール・サポート・スタッフの任用・派遣（教育委員会）

県費又は市費を活用し、資料の印刷・配布、提出物等の整理、集金業務の補助、プリント等の採点など、学校運営、学校行事の作業を手伝うサポート・スタッフの任用・派遣を図る。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施			

(6) 学校ICT化の推進（教育委員会・学校）

学校のICT化を推進し、効果的、効率的で分かりやすい授業展開及び教材の共有化並びにソフトウェアの更新により更なる事務処理の効率化を図る。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施			

(7) 不登校対策の強化（教育委員会・学校）

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用により自立支援事業の充実を図り、不登校児童生徒の支援体制の強化を図る。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施			

(8) 学校閉庁日の設定（教育委員会・学校）

長期休業期間において一定期間の学校閉庁日を設け、日直等の業務負担を軽減し年休取得の促進を進めることにより、教職員の健康増進等を図る。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施			

(9) 学校閉校時間の設定（教育委員会・学校）

効率的な業務処理を図るため、学校ごとに学校閉校時間を設定し保護者等へ周知を図る。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
試行実施			

(10) 定時退校日の設定（教育委員会・学校）

定時に退校する日を設定し、ワークライフバランスの推進を図る。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
試行実施			

(11) 学校徴収金の公会計化（教育委員会）

学校給食費等の学校徴収金の公会計化、一元管理を図る。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研究・検討			導入準備

## 2 部活動における負担軽減

部活動は、生徒がスポーツや文化等に親しむとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感の醸成等に資する重要な活動であるため、生徒のバランスの取れた生活や成長に配慮した運営の工夫を図る。

### (1) 部活動休養日の設定等の検討（学校）

「部活動の在り方に関する方針」に基づき、原則として週2日以上の子活動休養日を学校ごとに適切に設定するとともに、活動時間を検討し、生徒の健康と安全に配慮する。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施			

### (2) 部活動指導協力者制度の運用（教育委員会）

部活動指導協力者の適正配置に向けた環境整備を進め、部活動支援体制の充実を図る。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施			

### (3) 部活動の段階的な地域移行（教育委員会）

部活動における指導について、部活動の段階的な地域移行に向けて研究・検討を進める。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研究・検討		導入準備	

### 3 教職員の働き方の見直し

教職員の働き方において、ワークライフバランスを含むタイムマネジメント等の意識改革を進め、心身ともに健康を維持できるよう働き方の見直しを図る。

#### (1) 業務負担の平準化、標準化の推進（学校）

過度な偏りや負担がないよう、国が作成した学校や教師・事務職員等の標準的な職務の内容及びその例を参考にしつつ、校務分掌の平準化、標準化を図り、組織的な業務執行を推進する。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施			

#### (2) 小学校における教科担当制の充実（教育委員会）

現在、小学校において実施している教科担当制について、学級担任の授業準備の効率化、教材研究の充実等とともに、集団指導体制の構築を図るため、市費非常勤講師の配置や県費加配教員の活用により教科担当制のさらなる充実を図る。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施			

#### (3) 行事、研修、会議等の効率的・効果的な運用の推進（教育委員会・学校）

既存の行事、計画等の統廃合による見直し、集合研修の工夫、会議の回数縮減、資料の事前配布、終了時間の設定予告による効率的な会議運営などの一層の推進を図る。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施			

#### (4) 勤務時間の適正把握（教育委員会・学校）

勤務時間を意識した業務改善に向けて、出退勤時間の客観的な実態把握を行う。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施			

#### (5) 学校事務の共同実施の推進（教育委員会・学校）

複数の学校事務を共同処理する体制の強化を図ることにより、事務職員の学校運営への参画、事務処理の効率化及びOJTによる事務職員の人材育成の推進を図る。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施			

(6) ストレスチェック活用等による労働安全衛生の推進（教育委員会）

業務内容や業務量、サービスなどについて、教職員が不安に感じていることなどを相談しやすい雰囲気づくりの促進を図る。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施			

(7) 業務改善方針の推進（教育委員会・学校）

学校と教育委員会が一体となって業務改善を進めるため、客観的な勤務時間の把握と分析とともに、本方針に基づく改善の進捗状況や改善策について確認、検証し、着実な取組の推進を図る。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施			

(8) 厚生スペースの充実（教育委員会・学校）

快適な職場環境づくりに向け、リラックスできる休養・休憩スペース環境の充実を図る。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研究・検討			

(9) 学校教職員互助会事業の充実（教育委員会・学校）

教職員の心身における健康を伸長するため、学校教職員互助会事業の充実を図る。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施			

(10) 学校マネジメント研修の実施（教育委員会）

教職員のマネジメント能力を高め、業務改善や働き方を見直すための意識改革を進める体系的な研修会を実施する。


令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研究・検討、実施			

#### 4 学校現場支援体制の強化

家庭や地域等を含めたすべての教育関係者が教員という仕事の特性と勤務実態を共有し合いながら、それぞれの立場で取組を実行し、その効果が児童・生徒に行き渡るようにする。

##### (1) 教職員定数の改善に係る国・県への要望（教育委員会）

必要な教職員数を確保するため、教職員定数の改善について国・県に要望する。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施 			

##### (2) コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の運用（教育委員会・学校）

保護者、地域と連携・協働した「地域とともにある学校づくり」を進めるため、コミュニティ・スクールを運用する。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施 